

(東広島市郷田保育所) 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	東広島市（こども未来部保育課）
事業者の所在地	〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
事業者の連絡先	(082) 420-0934
代表者氏名	高垣 廣徳

2. 施設の概要

種別		保育所						
名称		東広島市立郷田保育所						
所在地		東広島市西条町郷曾 11133-2						
連絡先		TEL082-425-0576 FAX 082-425-0692						
施設長氏名		児玉 明子						
開設年月日		(昭和 34 年 5 月 1 日)						
利用定員	クラス年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	(2 号) (3 号)	4 人	7 人	7 人	1 4 人	2 4 人	2 4 人	8 0 人
実施事業		◆児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ☐一時保育事業 ☐延長保育事業 ☐地域支援事業						
当園の基本理念・方針		～楽しくいきいきと遊ぶ子～ ・自分も友達も大切にする子 ・いきいきと遊ぶ子 ・やさしく思いやりのある子 ・豊かに感じとり表現する子 ・楽しんでやりぬく子 ～豊かな経験を大切にし意欲を育てます～ ○子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう子どもの思いや願いを受け止めていきます ○自発的・意欲的に子ども達が主体となりあそべるよう豊かな経験を大切にします ○友達と互いに尊重する心を育て人とのかかわりを深め豊かな心を育てます						

3. 建物・設備の概要

(1) 建物

敷地	敷地全体	3166.00 m ²
	屋外遊戯場	1560.00 m ²
園舎	構造	鉄骨モルタル平屋建て
	建築年月日	昭和48年10月5日

(2) 設備

室名	面積
乳児室	38.40 m ²
ほふく室	21.60 m ²
保育室	117.00 m ²
遊戯室	102.20 m ²
医務室	51.8 m ²
調理室	40.20 m ²
その他	242.00 m ²
合計	613.20 m ²

4. 職員の体制（令和6年4月1日現在）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1	-	
保育士	19	9	10	
看護師	2	-	2	
給食調理員	7	3	4	
内科嘱託医	1	-	-	こまざわ小児科
歯科嘱託医	1	-	-	宗近歯科医院
その他（ ）				

5. 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7 時 30 分～18 時 30 分（1 1 時間）
	保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分（8 時間）
延長保育	保育標準時間	－ －
	保育短時間	朝：7 時 30 分～8 時 30 分 夕：16 時 30 分～18 時 30 分
開所時間	月～金曜日	7 時 30 分～18 時 30 分
	土曜日	7 時 30 分～17 時 00 分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）	

※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に休園することがあります。

6. 利用料金および支払い方法

項目	金額	支払い方法
利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） ※幼児教育・保育の無償化に伴い、3 歳児クラス（年少）以上は利用者負担なし。	市内に本店・支店のある銀行での口座振替 ※「保育所（園）保育料口座振替依頼書」を記入いただき、金融機関の窓口に出頂きます。
給食副食費 ※3 歳児クラス（年少）以上のみ。	月額 4,500 円	
日本スポーツ振興保険	年額 240 円	
延長保育料	【保育短時間で利用の場合】 ・ 3 歳児（年少）未満の児童の場合は、1 日に利用した延長保育の数 1 回につき、150 円。 ・ 3 歳児（年少）以上の児童の場合は、1 日に利用した延長保育の数 1 回につき、100 円。	保育所の職員に直接お渡しください。
保護者会費	4200 円（350 円×12 か月）	
その他（ ）		

7. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

各年齢にあった保育内容と環境設定を行い、3歳～5歳児クラスは異年齢保育（縦割り保育）での活動も行い、一緒に遊ぶことで思いやりの心を育てていきます。また、茶道や華道教室では、日本の伝統文化に触れ、様々な礼儀作法を学びます。サッカー教室では、遊びながら、ルールを守ることの大切さや、他児と協力することの大切さを学び、心と体を育てていきます。保育所の残菜で作った肥料を使い、細づくりを行い、無農薬野菜を栽培、クッキング保育を実施。地域との連携では、小学校との交流を行い、就学に向けての連携を行ったり、自動車学校など地域の施設との交流を行っています。地域の方がたくさん保育所に関わっているので、地域に見守られながら子ども達が育っている環境です。

（1）一日の流れ

0歳児から2歳児（乳児クラス）	3歳児から5歳児（幼児クラス）
7：30～ 登所 視診 時間外保育（異年齢保育）	7：30～ 登所 視診 時間外保育（異年齢保育）
8：00～ クラスに移動 遊び	8：30～ クラスに移動 遊び（クラス別保育または異年齢活動）
9：00～ おやつ準備 おやつ	11：30～ 給食準備 給食
9：30～ 遊び	12：45～ 午睡
11：00～ 給食準備 給食	14：45～ おやつ準備 おやつ
12：15～ 午睡	15：30～ 遊び
14：45～ おやつ準備 おやつ	16：30～ 順次降所
15：30～ 遊び	16：45～ 部屋移動（異年齢保育）
16：30～ 順次降所	～18：30 降所
17：45～ 部屋移動（異年齢保育）	
～18：30 降所	

(2) 年間行事計画 ※誕生会は毎月実施します。

月	行事内容
(4月)	入所進級を祝う会、保育参観、保護者総会、内科検診、歯科検診
(5月)	春の遠足、サッカー教室
(6月)	運動会、サッカー教室、生け花教室
(7月)	七夕会、水遊び、プール遊び
(8月)	平和のつどい、水遊び
(9月)	生け花教室
(10月)	生活発表会、サッカー教室、秋の遠足、内科検診、歯科検診
(11月)	劇団パレットさん鑑賞、茶道教室、サッカー教室
(12月)	お楽しみ会、茶道教室、生け花教室、サッカー教室、交通安全教室（自動車学校）
(1月)	七草つみ（七草がゆ）、サッカー教室、茶道教室
(2月)	節分、サッカー教室
(3月)	ひな祭り、サッカー教室、お別れ遠足、お別れ会、生け花教室、保育証書授与式

8. 給食について

	提供内容				備考
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0歳児	-	-	-	-	食事用エプロンを1日3枚ご用意ください。
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	-	-	○	○	白ご飯と箸をご持参ください。
4歳児	-	-	○	○	
5歳児	-	-	○	○	

【アレルギーおよび宗教等の対応について】

- ・アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合は、医師の診断・指示に基づいて対応します。
- ・宗教等により除去が必要な場合は、ご相談ください。

9. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	(1) 児童が小学校入学の始期に達したとき (2) 教育・保育給付認定保護者が法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる要件に該当しなくなったとき。 (3) 保護者から退所の申出があったとき (4) (3) に掲げるもののほか保育所の利用の継続に当たり重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	(1) 登所は 9 時までをお願いします。 (2) 当日に欠席、又は登所が遅れることを連絡する場合は 9 時 30 分までにルクミー又は電話にてご連絡ください。 (3) 保育時間は 18 時 30 分までです。保育時間内でのお迎えをお願いします。事故等やむをえない場合で、お迎えが遅れる場合には早めに保育所へご連絡ください。 (4) 土曜保育については、保護者の方が就労でご家庭での保育が難しい場合、その週の水曜日までに保育所の方に申し出てください。 (5) 熱がある場合は登所を控えてください。また、登所後に 38℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 (6) 感染症にかかった場合は、必ず病院を受診し、医師の診断により登所してください。登所する際は、治癒を証明する書類が必要な場合があります。 (7) 医師の指示で処方されている薬で、保育時間中に必要なものに対応します。「薬の依頼書」に必要事項を記載して、薬とともに保育士に手渡ししてください。また、「薬の依頼書」は同じ薬であっても、1 週間ごとにご提出をお願いいたします。

10. 緊急時における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、医療機関の受診等しかるべき対処を行いますのでご了承ください。	
	管轄	所在地及び連絡先
救急・消防	東広島消防署	東広島市西条町助実 1173-1
警察	西条警察署	東広島市西条昭和町 4-11
嘱託医	こまざわ小児科 (医師：駒澤克孝)	東広島市西条寺家 7377
嘱託歯科医	宗近歯科医院 (歯科医師：宗近雅博)	東広島市西条町田口 2725-1

1 1. 非常災害対策

消防計画届出年月 日	東広島消防署 令和 6 年年 4 月 9 日 届出済
防火管理者	所長補佐 井口 万希
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施 ◆総合防災訓練等：毎年 1 回実施
災害発生時の対応 等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護 します。
避難場所	郷田小学校または郷田地域センター
水害時緊急避難場 所	同上

1 2. 虐待防止等の措置について

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条）

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

1 3. 相談・要望・苦情窓口

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 所 長 児玉 明子 苦情受付担当者 所長補佐 井口 万希
第三者委員	民生児童委員 尾張 憲明 民生児童委員 高橋 智子